

品目団体輸出力強化支援事業実施要領（案）

制定 令和 7 年●月●日付け●輸国第●号
農林水産省輸出・国際局長通知

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 輸国第 5108 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 の 1（2）品目団体輸出力強化支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 品目団体の定義

この通知においては、品目団体とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）第 2 条第 3 項に規定する農林水産物・食品輸出促進団体のことをいう。認定品目団体とは、輸出促進法第 43 条第 6 項の規定に基づき認定された認定農林水産物・食品輸出促進団体のことをいう。認定品目団体となる要件等の詳細は、認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定規程（令和 4 年 9 月 27 日財務大臣・農林水産大臣決定）において定める。

第 3 補助事業者等

1 補助事業者

（1）交付等要綱別表 1 の補助事業者の欄の 2 の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

ア 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会又は独立行政法人

イ 法人格を有しない団体で輸出・国際局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

（2）補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの。）があること。

エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

オ 法人等（法人及び団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

（3）特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第 6 の 1 の事業実

施計画をいう。以下同じ。)を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提出して、その承認を受けるものとする。

2 間接補助事業者

(1) 間接補助事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 認定品目団体

イ 認定品目団体として認定を受けることを目指し、次に掲げる要件を全て満たす団体

(ア) 認定申請予定の品目について、輸出促進法第43条第2項に規定する業務(以下「輸出促進業務」という。)を行う団体であることが、輸出促進業務に関する規程等により確認できること

(イ) 法人であること又は法人格を取得する予定であること

(ウ) 認定申請予定の品目について、業界の輸出関係者全体を代表してオールジャパンとしての取組を実施できる体制を有していること(構成員の輸出額又は輸出量が、認定申請予定の品目の輸出額又は輸出量の相当程度を占めている等)

(エ) 認定申請予定の品目の輸出に関して、生産から販売に至る一連の行程における事業者が構成員に含まれている、又は、一連の行程のうち一部の行程における事業者が構成員に含まれていない場合には、当該行程における事業者の意見を聴く体制としている等、生産から販売に至る幅広い関係者との緊密な連携が確保された体制となっていること

(オ) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出拡大実行戦略」という。)の内容を踏まえた認定申請予定の品目の輸出の拡大に向けた中期的な計画を有していること又は本事業の実施期間内に策定する予定があること

(カ) 輸出促進業務を実施するために必要な自己財源の確保に向けた方針を有していること又は本事業の実施期間内に策定する予定があること

(キ) 輸出促進業務の対象が、特定の地域で生産、製造、加工された農林水産物又は食品に限定されていないこと

(ク) 団体への加入に当たり、合理的な理由なく加入を拒否する等、不当な差別的取扱いをする加入要件を設けていないこと

ウ 認定品目団体の設立に向けた計画・方針が明確であって、輸出・国際局長が特に必要と認める団体(以下「特認品目団体」という。)

(2) 間接補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、新規に設立された団体においては、総会等において承認する組織運営体制となっていること。

オ 法人等(法人及び団体をいう。)の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体で

ある場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

カ 直近の事業年度における決算報告書において、全ての収入に占める補助金(本事業以外に国又は地方公共団体から交付を受けるものを含む。)の収入の割合が9割以上で、かつ、会費以外の自己財源を徴収していない法人等(令和6年度に会費以外の自己財源を徴収開始予定の法人等を除く。)にあっては、令和8年度までに会費以外の自己財源の徴収を行うことを令和7年度中に総会等の場で決定するなど、令和7年度までに自己財源の充実に向けた取組を行うこと。

(3) 特認品目団体は、事業実施計画を提出する際、別記様式2を補助事業者を通じて輸出・国際局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第4 事業の内容等

本事業は、間接補助事業者である認定品目団体又は認定品目団体として認定を受けることを目指す団体(以下「認定品目団体等」という。)が戦略的に取り組む、オールジャパンでの業界共通課題の解決や販路拡大等を支援し、業界全体の輸出力を強化することで、未開拓の有望エリア等の新市場の開拓に重点を置いて、日本産農林水産物・食品の輸出を拡大するため、以下の1及び2の取組を支援する。

1 事業の管理・運営

(1) 認定品目団体等への補助金交付事務

補助事業者は、2の取組を実施する認定品目団体等の公募、採択、補助金の交付、本事業の進捗管理、額の確定等の事業の管理・運営等を実施する。

(2) 認定品目団体等の活動強化支援

補助事業者は、認定品目団体等の効果的な活動の実施に資する優良な成果等の情報の収集及び提供、認定品目団体等の事務運営及び事業実施に係る助言、認定品目団体等を対象とした事業の企画等に関する勉強会の開催等を実施する。

2 認定品目団体等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組

補助事業者は、採択された認定品目団体等に対して、当該事業者が業界を取りまとめ、次の(1)から(10)までの中から選択して行う取組について、その要する経費を補助するものとする。その際、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という。)又は日本食品海外プロモーションセンター(以下「JFOOD0」という。)との連携強化を推進するための連携強化推進枠を設け、その対象を(10)に係る取組とし、予算の範囲内で優先的に支援することができるものとする。

なお、認定品目団体等は、本事業の実施に当たって、ジェトロ又はJFOOD0と相互に緊密な連携を図りながら、取組の重複を避けるとともに、相乗効果を発揮できるよう取り組むものとする。

また、認定品目団体等は、本事業の実施に当たって、事業対象国・地域に輸出支援プラットフォーム(在外公館、ジェトロ海外事務所、JFOOD0海外駐在員を主な構成員とし、輸出先国・地域において輸出事業者等を支援する枠組をいう。以

下同じ。)が設置されている場合、当該輸出支援プラットフォームと連携するものとする。具体的には、認定品目団体等の事業実施計画を輸出支援プラットフォームの構成員に共有するものとし、また、場合に応じ、認定品目団体等が事業実施に係る打合せを行う際に、輸出支援プラットフォームの参加を求めるものとする。なお、認定品目団体等の事業の円滑な実施等に支障が生じる場合はこの限りではない。

(1) 輸出ターゲット国・地域の市場・規制等調査

認定品目団体等が輸出拡大に向け重点的に取り組む国・地域（以下「輸出ターゲット国・地域」という。）の市場動向（業界動向、消費動向、消費者の嗜好、競合品の販売状況、市場慣習、バイヤー動向等）や当該国・地域への輸出に係る規制等の調査

(2) 海外等におけるジャパンブランドの確立

海外における日本製品の認知度向上やブランド力向上に向けてオールジャパンで行うプロモーション、ロゴ等の作成、商標等の取得・管理等、偽装防止対策、日本産の優位性等の調査、検討会・勉強会等の開催等

(3) 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等

輸出拡大を図る上で阻害要因となっている、国内外における業界共通課題に関する調査・実証試験・研究、業界内の検討会・勉強会の開催、専門家による相談対応等

(4) 海外等における販路開拓活動

輸出ターゲット国・地域等を対象に、認定品目団体等が業界を取りまとめて行う、海外における販路開拓・需要拡大・品質管理等を行う専門家の配置、店頭やオンライン店舗による販売・宣伝実証、販路開拓に必要なプロモーション、見本市への出展や展示会の企画・実施、国内外でのバイヤー等との商談会・セミナーの開催、検討会の開催等

(5) 相手国ニーズへの対応に必要な業界統一規格等の策定・普及等

ア 業界統一規格等の策定・普及

輸出先国・地域やバイヤーが求める条件等に業界一丸となって対応するために必要となる業界統一規格やマニュアル等の策定・普及に向けた検討会・研修会の開催、国内外での調査、専門家の設置、輸送用資材等の試作・輸送試験の実施等

イ 業界統一規格等の現場導入に向けた認証取得等支援

認定品目団体等が策定した業界統一規格やマニュアル等を、団体構成員が遵守するために取得する認証等（ハラール認証、ISO22000、レインフォレスト・アライアンス認証等）に係る費用（認証費用、専門家への相談、維持に必要な確認等に係る費用等）の支援

(6) 国内事業者の水平連携に向けた体制整備

リレー出荷や大ロット確保等に向けた産地間連携を促進するための検討会・勉強会等の開催、海外バイヤー等が必要とする情報の収集及びデータベースの構築、産地間の品質の統一等に必要な専門家の配置等

(7) 輸出手続や商談等の専門家による支援

輸出産品を有する生産者や輸出に取り組む事業者等に対し、輸出に係る手続や商談等について助言・支援を行う専門家等による相談窓口の設置等

(8) 新たな輸出先国・地域の開拓に向けた調査及び輸送試験

新たに輸出拡大が見込まれる輸出先国・地域における市場動向の調査や輸出に係る規制等の調査、新規輸出先国・地域の開拓に向けた検討会・研修会の開催、当該国・地域への輸送・通関等の実証等

(9) 任意のチェックオフ制度の導入に向けた体制整備・運用

任意のチェックオフ制度の導入に当たって必要な調査、検討会の開催、任意のチェックオフ制度の運用（資金の徴収、管理等）等

(10) ジェトロ又はJF00D0との連携強化推進

認定品目団体等がジェトロ又はJF00D0と連携して行う（１）から（９）までの取組であって、特に新市場での需要開拓に資するものとして以下のいずれかをターゲットとする取組

ア 日本食以外の料理を扱う外食店や日系企業以外の小売店、流通事業者等の非日系の商流

イ 一定以上の経済規模があり、かつ、農林水産物・食品の輸出額が一定水準に到達していないなど、購買力等の観点から市場開拓において優先すべき次の国・地域

アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、エジプト、オーストラリア、カンボジア、コロンビア、サウジアラビア、スウェーデン、デンマーク、トルコ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、バングラデシュ、ブラジル、ベルギー、ポーランド、マカオ、南アフリカ、メキシコ

ウ 一定以上の経済規模がある又は農林水産物・食品の輸出額が一定水準以上である国・地域のうち、経済競争力が高いと評価されている次の都市以外の都市

オーストラリアのうち、シドニー、メルボルン

カナダのうち、トロント、バンクーバー

韓国のうち、ソウル

タイのうち、バンコク

台湾のうち、台北

中国のうち、上海、北京

フランスのうち、パリ

米国のうち、サンフランシスコ、シカゴ、ニューヨーク、ボストン、ロサンゼルス、ワシントン

ベトナムのうち、ホーチミン

マレーシアのうち、クアラルンプール

第5 補助対象経費等

1 本事業の補助対象経費

(1) 第4の1の事業

本事業を実施するために必要な人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む。）、講師・専門家・関係者等の招へい者の国内外における活動費、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、資機材費、消耗品費、研修等参加費、輸送・保管費、役務費、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター・パンフレット・映像等制作費）、会場装飾費・使用料、委託費等であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。

なお、調達に当たっては別添「補助事業における利益等排除の考え方」に従うものとする。

（２）第４の２の事業

本事業を実施するために必要な人件費、謝金、賃金、旅費、賃借料及び使用料、広告宣伝費、輸送費、役務費、印刷製本費、消耗品費、機器・備品費、借上げ費、委託費並びに団体構成員が認証等を取得するために必要な経費を補助する経費等であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。

なお、各経費の内容等については、別表に掲げるとおりとし、調達に当たっては別添「補助事業における利益等排除の考え方」に従うものとする。

２ 本事業で申請できない経費

- （１）建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費
- （２）補助金の交付決定前に発生した経費（第８の３により事業の交付決定前に着手した場合を除く。）
- （３）本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- （４）本事業に関係する者以外の者（プレス関係者は除く。）を対象とする資料作成等に係る経費
- （５）本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合に要する経費（農林水産物・食品を除く。）
- （６）補助事業の有無にかかわらず補助事業者又は間接補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- （７）農林水産物等の購入に要する経費（プロモーションのためのサンプル購入及び料理デモンストレーションやセミナー等の本事業に必要不可欠な取組等に係る食材や木材の購入に要する経費を除く。）
- （８）補助事業者及び間接補助事業者以外の人件費及び旅費（補助事業者及び間接補助事業者の構成員等の旅費、料理デモンストレーションや研修講師を依頼する場合又はバイヤー招へいする場合の旅費、本事業のために契約した専門家の旅費、調査・実証等に係る委託の場合等を除く。）
- （９）日本産農林水産物・食品のＰＲ等を目的としない飲食費及び粗品やノベルティグッズ等の経費
- （１０）事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費

- (11) 補助事業者及び間接補助事業者が実施する他の事業と区分できない経費
- (12) 本事業と関係ない事業者との面談又は単なる見学（視察）に要する経費（補助事業者及び間接補助事業者における人件費、宿泊費等を含む。）
- (13) 国内外の移動に係るタクシー経費（公共交通機関の状況等に照らし、やむを得ない場合を除く。）
- (14) 事業の実施において、海外バイヤー等に売り込む食材等を活用している場合であっても、供宴を目的とするものとみられる飲食等の経費
- (15) 査証若しくはパスポートの取得又は個人の傷害保険等任意保険の加入に要する経費（補助事業者及び間接補助事業者の職員が事業実施に必要となる査証等の取得は除く。）
- (16) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (17) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (18) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

3 本事業の補助率

本事業の補助率は、第4の2（5）イの事業は1／2以内、その他の事業は定額とする。

4 本事業の補助金額

本事業の補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度とする。

第7 採択基準

交付等要綱第5の事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 事業費のうち補助事業者の自己負担分については、適正な資金調達が可能であること。
- 4 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。

第8 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

補助事業者は、交付等要綱第6の1の規定に基づき、別記様式3により事業実

施計画を作成し、輸出・国際局長に提出して、必要な調整を行うものとする。

その際、補助事業者は、事業実施計画の別添2「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした当該チェックシートを添付することとする。

交付等要綱第6の3の規定に基づく事業実施計画の変更（同要綱第6の3の重要な変更に限る。）、中止又は廃止については、あらかじめ、輸出・国際局長の適正な指導を受けた上で、別記様式3により輸出・国際局長に提出するものとする。なお、交付等要綱別表1の1（2）の品目団体輸出力強化支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更の場合は、交付等要綱第15の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、次に掲げる変更とする。

（1）成果目標の変更

（2）交付等要綱別表1の1（2）の本事業の重要な変更の欄に掲げる変更

（3）4により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の着手

（1）事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で必要な場合であって、補助金の交付決定前に本事業に着手する場合にあっては、補助事業者は、あらかじめ、輸出・国際局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した品目団体輸出力強化支援事業に関する事業交付決定前着手届を別記様式4により作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。

（2）（1）のただし書により交付決定の前に本事業に着手する場合には、補助事業者は、本事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

この場合において、補助事業者は、補助金の交付決定までの間に生ずるあらゆる損失について、自らの責めに帰することを了知の上で行うものとする。

（3）輸出・国際局長は、（1）のただし書による本事業の着手については、補助事業者に対し、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、当該着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

4 事業の委託

（1）補助事業者は、第4の1の事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等をいう。以下同じ。）を除く一部を、他の者に委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式3）の別添「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。なお、本事業の主たる部分は委託することができず、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

ア 委託先が決定している場合は委託先

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 補助事業者は、(1)イの委託に要する経費については、原則として、公募又は相見積もりを取り、その中で最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠とするものとする。公募、相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書を提出するものとする。

(3) 補助事業者は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利を補助事業者に帰属させるものとする。

その上で、委託した業務が終了したかどうかを委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

第9 事業の成果目標

補助事業者及び間接補助事業者の成果目標は、財務省貿易統計に基づく数値や構成員からの聞き取り等に基づく数値等によって、令和7年の輸出額、輸出量、輸出額増加割合又は輸出量増加割合のいずれかにより定めることを基本とするが、間接補助事業者においては、間接補助事業者が実施する第4の2(1)から(10)までの取組ごとに目標を定めることもできるものとする。

第10 事業の実施

1 事業実施規程の作成

補助事業者は、第4の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続及び関係様式その他必要な事項等を定めた事業実施規程を作成し、別記様式5により輸出・国際局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施規程を変更する場合も同様とする。

2 事業の公募

(1) 補助事業者は、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、事業を実施する間接補助事業者を公募により採択するものとする。公募の方法、時期及び回数については、公募要領を作成し、輸出・国際局長と協議の上実施する。

公募選考会は、間接補助事業者から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。なお、補助事業者は、間接補助事業者を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。

ただし、間接補助事業者の採択に当たっては、以下の(ア)から(エ)までの要件を必須とし、(オ)から(ケ)までに該当する場合、加点するものとする。

【必須】

(ア) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(イ) 間接補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

- (ウ) 事業費のうち間接補助事業者の自己負担分については、適正な資金調達が可能であること。
- (エ) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。

【任意】

- (オ) 具体的な輸出額又は輸出数量の数値目標が設定されていること。
- (カ) 事業内容及び目標が、輸出拡大実行戦略と整合のとれた成果目標、事業内容となっていること。
- (キ) 第4の2(5)ア又は(10)の取組を行うこと。
- (ク) 事業内容に新市場での需要開拓に資する第4の2(10)アからウまでのいずれかをターゲットとした取組が明確に記載されていること。
- (ケ) 事業内容に間接補助事業者の自己財源の充実に向けた取組を実施することが明確に記載されていること(第4の2(9)の取組を行う場合を含み、第3の2(2)カの対象となる間接補助事業者が取組を行う場合を除く。)
- (2) 補助事業者は、採択された間接補助事業者の事業実施計画を取りまとめ、別記様式6により、輸出・国際局長に報告するものとする。
- (3) 間接補助事業者は、補助事業者に事業実施計画を提出する際に、別記様式3の別添2「環境負荷低減のチェックシート」に準じたチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした当該チェックシートを添付することとする。チェックシートの様式など必要な事項については、補助事業者が事業実施規程で定めるものとする。

第11 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

補助事業者は、交付等要綱第33の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画(別記様式3)に準じて、事業実施結果について事業実施状況報告書を作成し、輸出・国際局長に提出するものとし、事業の実績については、第9の事業の成果目標に基づき記載するものとする。

2 成果の報告等

補助事業者は、事業終了年度の翌年度から目標年度まで、毎年度、採択された間接補助事業者の事業の成果を取りまとめ、別記様式7による事業成果報告書を作成し、毎会計年度終了後6ヶ月以内に輸出・国際局長に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ輸出・国際局長に、報告の予定時期と期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

目標年度については、事業成果報告書の中で、設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されない場合は、輸出・国際局長は、補助事業者に対し必要な指導を行うものとする。

3 成果の普及・啓発

補助事業者は、本事業により得られた成果については、原則として広く普及・

啓発に努めるものとする。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については農林水産省に提出するものとする。

第12 事業遂行状況の報告

交付等要綱第18に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに交付決定者（交付等要綱第9の1に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき概算払いを受けようとする場合には、交付等要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第13 報告又は指導

輸出・国際局長は、補助事業者に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第14 不正行為等に対する措置

輸出・国際局長は、補助事業者が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、補助事業者に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

第15 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

補助事業者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第16 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、補助事業者又は間接補助事業者に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の1から4までの条件を遵守するものとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

また、事業の一部を補助事業者又は間接補助事業者から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく補助事業者を通じて輸出・国際局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、補助事業者、間接補助事業者及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に補助事業者を通じて輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。

なお、補助事業者又は間接補助事業者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

第17 収益納付

- 1 補助事業者又は間接補助事業者が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、補助事業者は、交付等要綱第27の規定に基づき、別記様式8により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに輸出・国際局長に報告するものとする。
ただし、輸出・国際局長は特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 輸出・国際局長は、補助事業者又は間接補助事業者が本事業の実施により直接かつ相当の収益を得たと認めた場合には、本事業の交付の目的に反しない場合に限り、その収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、輸出・国際局長は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第18 財産の管理等及び財産処分の制限

交付等要綱第25及び第26における規定は、補助事業者のほか間接補助事業者及び間接補助事業者の構成員にも適用する。

第19 情報の取扱い

補助事業者及び間接補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第20 その他

事業の目的を達成するために、実施要領に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は事業の内容を変更する必要があるときは、輸出・国際局長と補助事業者が協議を行い、解決すること。

附 則

- 1 この要領は、令和7年●月●日から施行する。
- 2 品目団体輸出力強化支援事業実施要領（令和4年4月1日3輸国第5222号農林水産省輸出・国際局長通知）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の品目団体輸出力強化支援事業実施要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別表

補助対象経費	経費の内容等
人件費	本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とします。 人件費の算定に当たっては、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に従っていただきます。また、申請時に積算根拠となる資料を添付して下さい。 なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことはできません。
謝金	本事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とします。 単価については、間接補助事業者の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとします。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料を提出するものとします。 なお、間接補助事業者の職員に対しては謝金を支払うことはできません。
賃金	本事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、間接補助事業者が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とします。 単価については、間接補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となります（この設定する賃金単価によって、事業費を算出することとなります。）。 なお、間接補助事業者等の賃金支給規則による場合であっても、第5において申請できない経費とされている、本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費については除外して申請する必要があります。 契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備して下さい。また、源泉徴収（間接補助事業者において預かり金処理又は税務署に納付等）の状況を明らかにした書類を整備してください。
旅費	本事業に必要な旅費で交通費、日当、宿泊費（宿泊施設の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インター

	ネット等)の利用に関する経費は除く。)、諸雑費とします。また、事業実施に必要な専門知識を有する者・海外バイヤー等の招へいに係る国内外の移動に要する経費、滞在費等を含みます。 単価については、間接補助事業者の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定してください。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上で、最も安価なチケットの購入に努めてください。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出していただきます。 出張に当たっての支度金、往復路におけるこの事業と関係のない国・地域への立ち寄り、滞在(合理的な旅程によるトランジットを除く。)に要する費用は補助対象から除きます。 なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書(出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの)、領収書、搭乗証明書又は搭乗券を提出していただきます。
賃借料及び使用料	本事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とします(間接補助事業者が所有するものを使用する場合を除きます。)。見本市等の小間借り上げ料(出展経費、撤去費用等も含む。)、冷蔵庫等の備品や自動車等の賃借料の支払いに要する経費も含みます。
広告宣伝費	本事業を実施するため必要な試食会等の会場装飾費、PRのための広報媒体への広告等を行うために必要な経費とします。 業界誌等への掲載費、車両・車内広告、パンフレット、DVDの作成等を行うための経費を含みます。
輸送費	海外の展示会や輸送実証等で使用する原材料、販売促進用具、資料等の輸送に必要な経費とします。
役務費	本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果として成り立たない翻訳、通訳、商標調査・出願、訴訟、保険、分析、試験、加工等を専ら行う経費とします。
印刷製本費	本事業を実施するために必要なパンフレット等のPR資料、レシピ、アンケート用紙等の印刷、ポスターや報告書等の作成を行うために必要な経費とします。 ブランドマークシールやラベルの作成・印刷に要する経費を含みます。
消耗品費	本事業を実施するために必要な各種事務用品、試食用資材

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別記様式1（第3の1関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度品目団体輸出力強化支援事業に係る特認団体承認申請書

1 事業名

2 団体の名称

3 主たる事務所の所在地

4 代表者の役職名及び氏名

5 設立年月日

6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要 事業	備考

8 設立目的

9 事業実施計画の内容

10 特記すべき事項

11 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）

- (注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注2) 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注3) その他参考資料については、輸出・国際局長の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式2（第3の2関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和○年度品目団体輸出力強化支援事業に係る特認品目団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所
- 3 代表者の役職名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（○月～○月）
- 6 構成員
- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 認定申請予定の品目

（注1）複数の品目を対象とする場合は、対象をすべて記載すること。またその場合、複数の品目を対象とすることが合理的であると考えられる理由を記載すること。

（理由： ）

（注2）認定申請予定の品目は、以下を満たす必要がある。

- ・ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年12月15日農林水産物・地域の活力創造本部決定）に定める輸出重点品目に含まれていること。
- ・ 既に認定を受けた他の認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類ではないこと。

10 認定品目団体の設立に向けた計画・方針（現状、計画または方針、スケジュール等を詳細に記載すること。）

11 添付書類

- （１）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等

☐ 公募時に既に提出しているため添付省略

資料名：

- （２）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）

☐ 公募時に既に提出しているため添付省略

資料名：

- （３）その他参考資料

注：添付資料が公募時に既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式3（第8の1関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度品目団体輸出力強化支援事業実施計画の提出（変更、中止又は廃止）
について

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸
国第5108号農林水産事務次官依命通知）第6の1の規定に基づき、関係書類を添え
て、提出（変更、中止又は廃止）する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○

- （注） 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 事業実施計画の変更、中止又は廃止の場合には、上記「第6の1」を「第6の3」とすること。
- 3 変更の場合には、事業の変更の理由を記載し、提出した事業実施計画からの事業の内容等の変更点がわかるようにすること（変更箇所を下線を引く又は変更箇所を赤字にする等）。
- 4 事業実施計画の中止又は廃止の場合には、中止又は廃止の理由を記載すること。
- 5 事業実施状況報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和○年度品目団体輸出力強化支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。
- 6 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 7 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添 1

第 1 総括表（積算内訳）

事業 種類	事業 細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	補助事業者		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する 事業の内容及 び当該事業に 要する経費	
合 計						

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表 1 の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付等要綱別表 1 の 1 の (2) の品目団体輸出力強化緊急支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ合計の備考欄に記入すること。

第2 実施計画概要

1. 補助事業者の概要

事業名	品目団体輸出力強化支援事業		
-----	---------------	--	--

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail	URL		

経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail	URL		

団体概要

過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

事業担当者の業績等

※事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。

1. 農林 太郎（所属・役職）

2. 農林 花子（所属・役職）

重複申請の有無 有・無

※有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。

今年度、既に採択が決定及び実施している事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。

過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びその概要

※該当する場合には、当該取消を受けた日を記載してください。

2. 事業概要

1 事業概要

(事業の目的)

(事業の内容)

(参考：公募選考会の委員構成)

※公募選考会の委員が確定していない場合には、専門分野、所属及び氏名を見込みで記載してください。

2 実施方法

委託をする場合は、委託内容等を具体的に記載すること。

(記載例)

- ・委託内容：〇〇地域における〇〇
- ・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載
- ・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定委託先等を記載
- ・委託予定金額：〇〇〇千円
- ・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付

3 実施体制

（事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要、役割及び事務処理体系についても記載してください。）

4 実施スケジュール

（業務別に、実施時期や主な内容が分かるように記載してください。）

5 事業の成果目標（達成すべき成果）、波及効果
※第9の事業の成果目標に基づき記載すること。
6 事業成果・効果の検証方法

別記様式4（第8の3関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

令和○年度品目団体輸出力強化支援事業に係る交付決定前着手届

このことについて、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

(別添)

取組内容	事業費（円）	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

注：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

別記様式 5（第 10 の 1 関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度品目団体輸出力強化支援事業実施規程の（変更）承認
申請について

品目団体輸出力強化支援事業実施要領（令和 7 年●月●日付け●輸国第●号農林水
産省輸出・国際局長通知）第 10 の 1 の規定に基づき、事業実施規程の（変更）承認を
申請する。

（注 1）関係書類として、実施規程を添付すること。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、
その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提
出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同
じ旨を記載することとする。

（注 3）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブ
サイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 6（第 10 の 2 関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度品目団体輸出力強化支援事業の事業実施計画の報告について

品目団体輸出力強化支援事業実施要領（令和 7 年●月●日付け●輸国第●号農林水産省輸出・国際局長通知）第 10 の 2（2）の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

（注 1）別紙として、事業実施計画を添付すること。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 3）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 7（第 11 の 2 関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度品目団体輸出力強化支援事業に係る事業成果の報告について

品目団体輸出力強化支援事業実施要領（令和 7 年●月●日付け●輸国第●号農林水産省輸出・国際局長通知）第 11 の 2 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注 1）関係書類として別添を添付すること。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 3）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添

1 活動内容

(注) 本事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、間接補助事業者の事業効果の発現及び輸出促進に向けた自主的な取組がある場合は併せて記載すること。

2 事業の成果目標と成果

(注1) 事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載すること。

(注2) 当該事業実施年度内に輸出を行う場合には、事業実施年度以降の状況等を記載すること。

(注3) 第9の事業の成果目標に基づき記載することとし、事業開始前と現時点の成果実績について、具体的に記載すること。

3 評価及び要因分析

(注) 成果目標の達成状況进行评估し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析すること。

4 次年度以降の活動方針

(注) 評価と要因分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

5 特記事項

6 添付資料

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度品目団体輸出力強化支援事業の収益状況報告書

令和○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった品目団体輸出力強化支援事業に関する令和○年度の収益の状況について品目団体輸出力強化支援事業実施要領（令和 7 年●月●日付け●輸国第●号農林水産省輸出・国際局長通知）第 17 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注 1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 2）添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。